

令和7年度埼玉県農薬危害防止運動の実施方針

第1 目的

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底並びに環境への影響に配慮した農薬の使用等の推進は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、国及び県では、毎年、農薬による事故や被害を極力防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施している。

本年度においても、ここに本県の運動実施に係る基本方針を定め、関係機関及び関係団体等との連携のもと効果的に運動を実施することとする。

第2 実施期間

令和7年5月1日から同年8月31日までの4か月間とする。

第3 実施主体

県、市町村、関係団体等

第4 実施事項

実施主体は、それぞれの立場で次の取組内容を踏まえ運動を展開する。

1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

(1) 広報誌等による普及啓発

広報誌、ポスター、インターネット、SNS等の多様な広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行う。

今年度の運動テーマ：「使用前、周囲よく見て ラベル見て」

(2) 啓発資料の配布や情報配信、講習会等を通じた普及啓発

農薬使用者・販売者、毒物劇物取扱者、施設内の植栽管理のために病虫害防除を実施する可能性のある関係者等を対象として、農薬の安全かつ適正な使用、農薬の適正販売、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する啓発資料の配布又は電子メール若しくはSNS等を活用した情報配信、講習会等により、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

2 農薬の適正使用等についての指導等の実施

農薬使用者・販売者等を対象に、別記「農薬の使用等に当たっての留意事項」を参考として農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理等についての指導を実施する。

なお、指導の実施に当たっては、過去に発生した農薬の使用に伴う事故及び被害状況等を踏まえ、特に、

- ・農薬ラベルによる使用方法の確認
- ・土壌くん蒸剤使用時の適切な取扱い
- ・住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策
- ・誤飲、盗難等防止に向けた適切な保管・管理

を重点指導項目とする。

3 農薬販売者等への立入検査の実施

農薬販売者、毒物劇物販売業者を対象に、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の取締りや適正な農薬の販売、毒物劇物の保管管理・表示・譲渡手続き等についての指導を実施する。

なお、保健所及び病虫害防除所は、毒物及び劇物取締法並びに農薬取締法に基づく事業者について情報共有を図り、状況に応じて合同での立入検査を実施する。

農薬の使用等に当たっての留意事項

1 農薬使用基準の遵守

農薬の使用に当たっては、ラベルに記載されている適用作物や使用時期、使用方法等を十分確認するとともに、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を着用しましょう。

また、使用した年月日や農薬の種類、使用量などを必ず記録しましょう。

なお、病虫害や雑草の防除等基準に定められた目的以外で農薬を使用してはいけません。

2 農薬使用に当たっての留意事項の徹底

(1) 住宅地等における農薬使用について

住宅地に隣接した農地のほか、公共施設（学校、保育所等）内の植物や街路樹、家庭において農薬を使用する場合も、次の点に注意が必要です。

ア 農薬使用の回数及び量の削減

病虫害の発生や被害を確認せずに、定期的に農薬を散布することはやめ、せん定や病虫害の捕殺、機械除草等の物理的防除に努めましょう。

やむを得ず農薬を散布する場合は、最小限の部位及び区域にとどめ、無風又は風が弱い時など、近隣に影響が少ない時を選び、風向きやノズルの向きにも注意しましょう。

イ 周囲への呼びかけ

農薬を散布する場合は、周辺住民等に対し事前に周知するとともに、散布作業時には立て看板等の表示を行い、散布区域に人が立ち入ることがないようにしましょう。

農薬散布区域の近隣に、学校、通学路等がある場合には、子どもがいる時間帯の農薬散布はやめましょう。

学校敷地への農薬散布は、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しないようにしましょう。

(2) 無人航空機による農薬散布について

無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、関係法令等を遵守するとともに、事前に周辺住民等への周知を行いましょう。

また、危害防止に万全を期すとともに、散布前後を含めて安全な操縦を徹底しましょう。

(3) 混用に関する注意事項の厳守について

やむを得ず、使用の段階で農薬と他の農薬等（肥料等を含む）を混用して使用する場
合において、ラベルに他の農薬等との混用に関する注意事項が表示されているときは、当該注意事項を厳守するとともに、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組合せで現地混用を行わないでください。

(4) 土壌くん蒸剤の使用について

土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、防護マスク等の防護装備の着用、施用後直ちにビニール等での被覆等を完全に行う等の安全確保を徹底し、周辺に影響を与えないよう十分注意しましょう。

3 適正な保管管理等の徹底

農薬による危害や悪用を防止するため、保管管理等を徹底しましょう。

(1) 保管管理について

毒物劇物に該当する農薬は、その他の農薬と区分し、施錠して保管しなければなりません。

また、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物販売業の登録を受けることなく毒物劇物に該当する農薬を他人に販売・授与することは法律で禁止されています。

(2) 小分けについて

誤飲誤食による健康被害の発生を防止するため、ペットボトルやドリンク瓶等の飲食物容器に農薬を小分けして使うことは絶対にやめましょう。

毒劇物たる農薬を飲食物の容器として通常使用されるものに移し替えることは毒物及び劇物取締法で禁止されています。

また、誤って移し替えてしまうことのないよう、飲食物容器は保管庫の近くに置かないようにしましょう。

4 農薬及び空き容器等の適切な処理

農薬取締法第18条及び第24条で販売及び使用が禁止されている農薬が自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守し適切に処理してください。

また、農薬の空き容器、空き袋又は使用期限が切れた農薬等の処理は、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に行いましょう。

散布に使用した器具及び容器を洗浄した水については、排水路や河川等に流さないようにしましょう。

5 無登録農薬の疑いがある資材について

ラベルに農薬登録番号がないにもかかわらず農薬の効果をうたった資材は、無登録農薬の疑いがあるため、販売及び使用はしないでください。

6 環境への危害防止対策

(1) 蜜蜂の被害防止対策

農薬による蜜蜂の被害を軽減するため、養蜂関係者と緊密に連携し、農薬使用に際しては事前に農薬使用予定の情報共有を行いましょう。

また、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤等）の使用や、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時から12時まで）を避けて散布するなど十分配慮してください。

(2) 水域の生活環境動植物の被害及び水質汚濁の防止対策

水域の生活環境動植物や河川、水道水源等の公共用水域に影響を及ぼさないよう、止水期間の順守、適切な水管理を講じましょう。

7 事故発生時の措置

盗難や紛失、漏えい、流出などの事故が発生した場合は、直ちに関係機関（保健所、

警察署、消防署）に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するため応急の措置を講じてください。

なお、漏えいや流出等の事故の対応については、上記関係機関のほか、市町村や環境管理事務所等とも連携を密にして行ってください。

また、万が一に備えて、近くの救急指定病院など地域の医療機関情報を把握するように努めましょう。

【応急の措置】

- ① 現場周辺にロープを張る等の措置を行い、立入りを禁止する。
- ② 風下の人に知らせ退避させる。
- ③ 被害箇所に中和剤等を散布するなどの措置を行う。
- ④ 施設外、河川等への流出を防止する。